

平成 25 年 3 月 25 日

各位

沖縄県農業協同組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

当組合は、地域の金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに
対して必要な資金を供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さ
まからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの
経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善への取組みをご支援できるよう努め
てまいりました。

『中小企業金融円滑化法』は平成 25 年 3 月末に期限を迎えますが、期限到来後もこれまで同様
にお客さまに安心してお取引を継続していただけるよう努めてまいります。

また、当組合としても経営改善支援の取組みについては、お客さまの立場に立って真摯かつ丁寧
に対応してまいります。